



答 申 第 7 3 1 号

平成 31 年 2 月 12 日

神戸市消防長 菅 原 隆 喜 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 6 日付け神消警
警第 4248 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新緊急情報伝達システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 土砂災害特別警戒区域等に居住する市民等に対して、避難勧告等の緊急情報を迅速に
伝達するため、新緊急情報伝達システムを構築することは、①緊急情報の受信のみなら
ず、市民からの折り返し電話にも対応でき、緊急情報の確実な伝達に寄与すること、②消
防局警防部警防課で一元的に運用することにより、災害時に避難誘導等を効率的に運用
できることから、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

新緊急情報伝達システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

システムで取扱う個人情報

- ・世帯主名
- ・電話番号
- ・区域グループ